

トルコのEU加盟問題

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

2004年5月に25カ国に拡大したEUは、ブルガリア、ルーマニア等の2007年の加盟を目指して次なる拡大の準備を進めている。一方で、長い間ペンディングの状態に置かれてきたトルコとの加盟交渉を開始するかどうか、当面の大きな検討課題となってきた。トルコのEU加盟問題は、2004年10月、欧州委員会がトルコに対する加盟交渉開始の勧告を行ったことにより現実味を帯びた問題になってきている。本稿では、欧州委員会の勧告の内容を概観するとともに、現時点でのEUやトルコにおけるトルコのEU加盟問題をめぐる議論を整理し、今後の展望を試みた。

1. はじめに

欧州連合(EU)の欧州委員会は2004年10月6日、トルコとのEU加盟交渉開始を欧州理事会と欧州議会に勧告した。

欧州委員会は勧告書で、トルコが民主化や人権問題の改革などを進めた結果、交渉開始に必要な基準を「十分に

満たした」と評価した。しかし一方で、トルコの加盟に対する慎重論にも配慮し、今後著しい人権侵害などがあつた場合は交渉の一時停止もあり得るとの条件を付けた。「交渉結果は前もって保証しない」という表現で、最終的に加盟できるかどうかは交渉次第との姿勢も明確にしている。

今回の欧州委員会の勧告を受けて、2004年12月のEU首脳会議(欧州理

事会)で加盟交渉開始が承認されれば、2005年中に交渉が始まるものとみられ、長年の懸案であったトルコのEU加盟問題は大きな節目を迎えることになる。しかし、欧州ではイスラム教徒が大半を占めるトルコの加盟に慎重論も根強く、交渉は長期に及ぶことが確実視されている。

今回発表された欧州委員会の勧告書は、「欧州委員会から欧州理事会および欧州議会へのコミュニケーション文書」という形をとっている。「コミュニケーション文書」の中身を要約すると、概要以下のとおりである。

2. 欧州委員会勧告書の概要

EUとトルコの関係は長い歴史を有している。1963年、トルコとEUは将来的なトルコのEU加盟を前提とした連合協定を発効させた。1995年には関税同盟が創設され、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会で、トルコがEU加盟候補国であることが承認された。2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会は「2004年12月の欧州理事会で、欧州委員会の報告書と勧告に基づき、トルコがコペンハーゲンの政治基準(注)を満たしているとい

うことが認定された場合には、EUはトルコとの加盟交渉を遅滞なく開始する」ことを決議した。この決議は2004年6月のブリュッセル欧州理事会でも再確認された。

欧州委員会のコミュニケーション文書(以下、勧告書)は、2002年のコペンハーゲン欧州理事会の決議に基づいて作成されたものであり、政治基準達成についての評価、トルコのEU加盟によって予想される諸問題についての評価、加盟交渉実施のための指針、結論と勧告、などで構成されている。

1) 政治基準達成についての評価

勧告書は、政治基準については、特に2002年の選挙後、トルコの法律および制度面でのEUへの収れんという点ではかなりの前進が見られたとしている。政治改革は2001年と02年の憲法改正と2002年2月から04年7月の間に議会で採択された8つの法律パッケージに基づいて実施されており、具体的な成果として、軍民関係の欧州基準への接近、国家安全保障裁判所(States Security Courts)の廃止、死刑廃止など人権分野での国際法およびEU法の優位性順守、などを

挙げている。また、実行上の問題点は引き続き存在するが、表現の自由や集会の自由といったトルコ市民が享受できる基本的な自由の範囲は大幅に拡大してきているとしている。さらに、クルド人問題については、依然として深刻な状況にあるが、クルド人の文化的な権利が徐々に認められるようになるなど、クルド人の居住する南東部地域で正常化のプロセスが始まっているとしている。

しかし、一方で勧告書は、政治改革をより包括的かつ広範囲に実施する必要性を指摘しており、特に、拷問や囚人に対する不法な取り扱い、表現の自由、信仰の自由、女性の権利、労働組合の権利、少数民族の権利に関する法律の強化と実施が必要としている。また、労働組合に関する法律や新しい刑法典および控訴調停裁判所に関する法律はまだ発効していないとし、さらに、刑事訴訟手続きに関する法典、司法警察（検察）を設立する法律および刑の執行に関する法律もまだ採択されていないなどの問題点も挙げている。

勧告書は、改革の全般的な進展と上記のような重要法案が今後成立、実施されるという前提に立って、トルコが政治基準を十分に満たしたと判断し、

加盟交渉をスタートさせることを勧告すると述べている。そのうえで、欧州委員会は、特に基本的な自由に関して改革プロセスの実施や改革が後戻りしないことを確認するためには長い時間が必要であると述べている。

2) トルコの EU 加盟から生ずる諸問題についての評価

勧告書は、トルコの EU 加盟は EU、トルコ双方にとって多くの課題を投げかけているとし、この問題をうまく処理することができれば、トルコの EU 加盟は双方に大きなチャンスをもたらすことになると述べている。欧州委員会が、今後数年間にわたって十分な検討と分析が必要として挙げているのは次のような点である。

- ・トルコの EU 加盟は、トルコの人口、規模、地理的ロケーション、経済的潜在力、安全保障上および軍事的潜在力と結びついたインパクトの大きさなどの点で、これまでの EU 拡大とは異なっている。トルコの EU 加盟は、現在のトルコの近隣諸国との政治的、経済的な結びつきを考慮に入れると、EU のこれらの地域に対する政策に大きく貢献することが期待され

る。しかし、EU の中東およびコーカサスを含むこれら地域に対する政策がこれら地域の安定に貢献できるかどうかは、EU 自身が中期的に完全に独り立ちした政策のプレイヤーとして振る舞えるかどうかにかかっている。

- トルコでは現在、メンタリティの変化を含む急激な変革のプロセスが進行中である。この現在の移行プロセスが継続することが全体の利益につながっている。トルコは、民主主義、人権、基本的な自由に対する尊厳、および法の支配といった基本的な原則を信奉するムスリム(イスラム教徒)人口が多数を占める国の重要なモデルとなろう。
- トルコの EU 加盟は経済的にもプラス効果をもたらすが、トルコの経済規模がそれほど大きくないこと、および、経済的な統合が加盟前の段階である程度進んでいるという 2 つの理由で、相対的に小さなものとなろう。経済的インパクトがどの程度になるかは、トルコの将来の経済発展にかかっている。加盟交渉の開始は、トルコのマクロ経済の安定や投資の促進、経済成長を促し、社会的な発展を

確実なものにしよう。その結果、トルコの GDP は EU 平均よりも速いスピードで成長することが期待される。

- 中低所得国であるトルコの EU 加盟は、2004 年 5 月の EU 拡大の場合と同じように、拡大 EU 内の地域的な経済格差の増大をもたらし、統合政策に大きな課題をつきつけるものとなろう。トルコは EU 加盟後長年にわたって、構造基金および結束基金からの重要な支援対象であり続け、構造基金から支援を受けている現在の加盟国の多くの地域はその適用資格を失うといったことも起こり得よう。
- トルコの EU 域内市場への統合は、トルコにとって利益の多いものである。しかし、域内市場への統合から利益を得ることができるかどうかは、トルコが関税同盟の下での義務を履行するだけにとどまらず、企業統治や法的枠組みの強化、汚職対策の強化、司法制度の大幅な改善といったより多くの構造改革がなされるかどうかにかかっている。
- 現在、トルコ人の EU 域内での合法的な居住者は 300 万人以上に達

し、EU 内で居住する第三国籍者の最大グループを構成している。トルコの EU 加盟によって予想されるさらなる移民の流入と EU の労働市場に対する深刻な混乱を避けるためには、中期的な移行期間と永続的なセーフガード条項が検討されることもあり得る。しかしトルコの人口動態は EU 社会の高齢化を相殺する要因ともなり得る。こうした観点から、今後トルコは 10 年間にわたって教育とトレーニングの分野への投資に力を入れるべきである。

- 農業はトルコにおける最も重要な経済・社会部門のひとつである。共通農業政策にできるだけ有利な条件で参加するために、継続的な農村開発努力と行政能力の向上が必要である。また、トルコは EU 加盟による農民所得の大幅な減少を避けるために農業の各部門の競争力をより高める必要があるが、そのためにはかなりの時間とコストが必要となろう。家畜衛生の分野では、家畜の健康状態の改善と、東部国境での家畜衛生管理の改善のための努力が必要である。
- トルコの EU 加盟は EU にとって

エネルギー供給ルートの確保の面で助けとなる。

- トルコの EU 加盟によって新たにできる長い国境線の管理は EU の重要な政策課題となり、国境整備にかなりの投資が必要となろう。移民や難民の管理、組織犯罪やテロリズムとの戦い、人身売買、麻薬や武器の密輸の取り締まりなどは加盟前および加盟後の期間を通じて密接な協力の下に行われることになる。
- トルコの EU 加盟に伴う EU 財政への影響については、2014 年以降の財政見通しの枠組みが確定してはじめて、完全に評価が可能となる。しかし、現在の政策をベースに考えても、財政的な影響がかなり大きいものになることははっきりしている。
- EU の執行機関等の機構への影響については、EU 憲法をベースに考えると、まず欧州議会の議席数に大きな影響を及ぼすことになる。欧州議会の国別議員数は総数 750 人の枠内で人口をベースに決められることから、現加盟国（特に中規模の国や大国）の欧州議会の議席数に大きな影響を及ぼすこ

とになる。欧州理事会においては、加盟国の 55 % 以上の賛成、かつ賛成国の人口が EU 総人口の 65 % 以上が必要という二重多数決制が導入されることになることから、トルコは意思決定プロセスにおいて大きな発言権を持つことになろう。欧州委員会に与える影響は、2014 年以降、欧州委員会の委員の数が計画どおり削減されるということになれば、欧州議会や欧州理事会におけるほど大きなものにはならないものと思われる。

3) 加盟交渉実施のための指針

勸告書は、加盟交渉の実施方法や加盟交渉を行うにあたっての欧州委員会の指針として、次のような点を挙げている。

- ・加盟交渉は政府間会議の枠組みの中で行われ、決定は満場一致で行われる。
- ・加盟交渉開始が決定された直後に欧州委員会は、いわゆるスクリーニングといわれるトルコの法律のアキ（EU 法の総体系）への適合状況に関する包括的なチェックを行う。これはトルコの法律におけるアキの導入状況を明らかにする

表 1 EU25 とトルコの基礎経済指標（2003 年）

	EU25	トルコ
面積（1,000 平方キロメートル）	3,892	770
人口（100 万人）	453.0	70.7
従業員数（100 万人）	199.6	21.3
就業率（%）	62.9	45.5
総雇用における農業部門の比率（%）	5	33.9
GDP（10 億ユーロ）	9,716	212.3
1 人当たり GDP（ユーロ）	21,300	3,000
産業部門構成（GDP に占める比率、%）		
農業	2.1	11.5
工業、建設	27.0	27.6
サービス	71.0	60.9
労働生産性（1,000 ユーロ）	41.29	7.71
財・サービスの輸出（10 億ユーロ）	3,169	41.8

（資料）欧州委員会資料（Issues Arising From Turkey's Membership Perspective）より作成

ことによって、交渉の問題点についての予備的な指針を得るためのものである。交渉は、一方ではアキを適用することによってトルコが直面する困難と、また他方ではトルコの EU への調和のとれた統合の必要性を反映した複雑なものとなる。特に、こうした問題に直面する分野としては、共通農業政策と結束政策のトルコへの適用、人の自由移動に関する規則が挙げられる。こうした分野では、これまでの EU 拡大の場合と同様、大幅な調整と長期にわたる移行期間が必要になる。人の自由移動については永続的なセーフガードが検討される可能性もある。交渉は特定の政策分野をカバーする「章」に分けて行われる。経済分野に関連する章に関しては、機能する市場経済の存在が、交渉開始の必須条件である。

- 各章の交渉終了のためのベンチマークは各章の交渉開始前にはっきりとさせておく必要がある。これらのベンチマークはトルコの法律の EU 法への適応状況と法律の実施の実績を反映したものとすべきである。

- 1993 年 6 月の欧州理事会で表明されているように、欧州統合のモメンタムを維持しつつ新規加盟国を吸収する EU の能力は EU と加盟候補国双方にとって重要であることから、EU 自身のトルコ加盟に対する準備も必要となってくる。いずれにしても EU は特定交渉分野の財政問題に取り組む前に、2014 年以降の期間についての財政支出見通しをはっきりとさせておく必要がある。また、国境や対外政策について EU は、「トルコの EU 加盟によって生じる問題についての評価」で挙げられた分野の政策の強化を図る必要がある。
- トルコがすべての加盟プロセスを成功裏に終わらせることができるかどうかの前提となるのは、確固たる決意の下で改革を継続していることを示すことである。最終的な交渉結果は、欧州議会、EU 加盟各国およびトルコの批准が必要となる。

4) 結論と勧告

以上のような諸点を総合的に勘案して、欧州委員会の勧告書は「結論と勧告」として次のように取りまとめている。

(1) トルコは、過去数年間に採択された憲法および法律の改正によって、政治改革プロセスにおいて大幅な進捗を示した。前述のような留保条件は付くものの、政治改革の全般的な進捗に鑑み、欧州委員会はトルコが政治基準を十分に満たしていると判断し、加盟交渉を開始することを勧告する。ただし、改革プロセスの非可逆性および特に基本的な自由に関する改革の実施については長期間にわたって確認し続ける必要がある。

(2) トルコの EU 加盟に向けた EU の戦略として次の 3 つの戦略がとられるべきである。第 1 の柱は、トルコの改革プロセスを強化し支援するための協力である。改革プロセスの継続および不可逆性を保証するため、EU は政治改革の進展を詳しく監視する必要がある。欧州委員会は 2005 年 12 月に第 1 回報告書を欧州理事会に提出する予定である。自由と民主主義の原則、人権尊重、基本的な自由および法の支配に関する重大かつ度重なる違反があった場合には、欧州委員会は交渉の停止を勧告する。欧州理事会は欧州委員会の交

渉中止勧告を特定多数決で決定することになる。

(3) 第 2 の柱は、加盟交渉の実施方法に関するものである。加盟交渉は、全会一致で決定され、EU 加盟国のすべてが参加した政府間会議の枠組みの中で行われる。交渉分野の各章について欧州理事会は交渉の暫定的な終了のためのベンチマークを設定すべきである。ベンチマークには「指針」で挙げたような事項が含まれる。アキの完全実施には長い移行期間が必要になるかもしれない。それに加えて、構造政策や農業といったいくつかの分野においては特別な調整が必要になる可能性がある。労働者の自由移動については永続的なセーフガードが検討されることもありうる。トルコの加盟が EU の財政や組織に与える影響は重大である。EU は交渉が終了するまでに、2014 年以降の財政見通しを立てる必要がある。

(4) 第 3 の柱は、EU 加盟国とトルコの人々を結びつける政治的な対話や文化的な対話を大幅に強化することである。EU が用意するこの対話において最も重要な役割を演

じるのは市民社会である。欧州委員会はこうした対話をどのようにして支援するかについてプロポーザルを提出する予定である。

- (5) 交渉は期限が決められないプロセスであり、その結果を事前に保証することはできない。トルコの EU 加盟を 50 年におよぶ欧州統合の成果を強めるような統合にするために完全な準備を行うことが必要である。

3. トルコ加盟問題に対する EU の反応

賛否入り乱れる EU の世論

トルコの EU 加盟問題について、EU 内ではどのような論議が見られるのか、以下に現実味を帯びてきたトルコの EU 加盟問題の中で、EU 域内のこの問題に対する反応を見てみよう。

トルコの加盟問題を論じる際、EU では必ず「大きすぎる、違いが大きすぎる」という議論が持ち出されてきた。それほどトルコの加盟は EU に大きな衝撃を与え、欧州統合の歴史に転機をもたらしかねない大きな問題としてとらえられている。反対論も根強く、加盟問題が今後、各国で政治問題として

論争を呼ぶのは必至の情勢である。

トルコは国民の 99 % がイスラム教徒であること、1 人当たり国内総生産 (GDP) は EU 平均のわずか 3 割程度とされるなど、EU との違いや格差を示す例は多い。一方、人口は約 7,100 万人にのぼり、ドイツを抜くのは時間の問題である。人口で随一の「大国」になりそうなことも、各国に懸念をもたらしている。

EU 加盟国の間では、トルコ加盟によって、年間 50 万～400 万人のトルコ人労働者が欧州に流入するのではという警戒感が強い。また、経済基盤整備や、労働人口の 3 割を抱える農業部門への補助などで、2025 年までにトルコに供与される EU の補助金は 165 億～279 億ユーロに達するという見通しも発表されている。7,100 万人という巨大なイスラム人口を抱え込むことへの抵抗感も強い。

各国の世論を見ると、例えばドイツでは中長期的には賛成が 55 %、フランスでは反対が 56 %と、宗教・移民問題、対米関係、財政負担、EU への加盟時期などを反映して国ごとに微妙な差はあるものの、各国の意見は賛否両論でほぼ真二つに分かれているように見える。また、トルコの加盟が現実

表2 EUとトルコの人口動態

(単位: 100万人、%)

	1950年	2000年	2015年	2025年
EU15	292.4	377.3	384.2	383.9
EU27	370.4	482.7	485.7	481.8
トルコ	21.5	68.3	82.2	89.0
EU27に占めるトルコの人口比率	5.8	14.2	16.9	18.5
EU15に占めるトルコの人口比率	7.3	18.1	21.4	23.2

(資料) 欧州委員会資料 (Issues Arising From Turkey's Membership Perspective) より作成
(原資料; UNI2003 : World Population Prospects)

味を帯びてくるに伴って、EU各国の国民レベルで本格的な反対世論が形成され始めているとの指摘もあり、ドイツ、フランスで行われた最新の世論調査では、半数以上がトルコの加盟に反対しているといわれている。

EU各国政府や欧州委員会など要人の反応も、政府の公式的な立場はともかく、出身政党の違いなどを反映して意見が大きく分かれている。

たとえば約250万人といわれるトルコ系労働者を抱えるドイツでは、シュレーダー首相が2004年10月3日に、エルドアン・トルコ首相とベルリンで会談し、加盟条件を満たすための改革が進展中、トルコの加盟は中東や西アジアの安定に貢献といった理由で加盟交渉開始に支持を表明した。しかし、野党のキリスト教民主同盟(CDU)とキリスト教社会主義

同盟(CSU)はトルコのEU加盟に反対している。CDUのメルケル党首は2004年初めにアンカラを訪問し、トルコに対してEUに完全な形で加盟する代わりに「特別連合ステータス」の地位にとどまることを提案したが、エルドアン首相は、同党首の提案に対して関心を示さなかったといわれている。

フランスではシラク大統領がトルコ加盟支持を打ち出したが、シラク大統領の出身政党のUMPはトルコの加盟に反対の態度を鮮明にし、同党のラファラン首相は「政経分離という川底にイスラムの川が流れ込むことを望むのか」と疑念を表明している。また、ジスカル・デスタン元大統領もトルコのEU加盟は欧州の終わりを意味することになると述べ、反対の態度を表明している。野党の社会党では真っ先に反対を唱えたファビウス元首相に対

し、オランダ第一書記とジョスパン前首相が相次いで賛成を表明するなど、この問題で党内の意見は分裂している。

外交・安全保障政策で米国に近い英国やイタリア政府はトルコ加盟に賛成している。しかし、イタリアの場合も、国内のカトリック勢力は加盟に反対の立場を鮮明にしている。2004年5月にEUに新規加盟したばかりのポーランドは、チモシェビッチ外相が「EUは新たな加盟国に対して開かれた状態であるべきだ」と述べるなど、トルコ加盟を支持している。

欧州委員の中にも、トルコのEU加盟に対して反対の意見を表明している委員がいる。例えば、フィシュラー欧州委員（農業担当、オーストリア出身）は、トルコは欧州よりもより東洋的（オリエンタル）であるとして暗にトルコは欧州ではないとの見解を明らかにしており、ボルケスタイン欧州委員（域内市場担当、オランダ出身）は、トルコのEU加盟は（トルコ軍がウィーン包囲から撃退された）1683年が無駄になったことを意味すると述べている（いずれも新体制発足前の委員）。

このようにトルコのEU加盟でEU内の意見は政界でも大きく割れているが、それでも欧州委員会が加盟交渉の

開始を支持したことは、いくつかの理由が絡んでいる。

まず、5年前に加盟候補国に認定したトルコはEUの求めに沿った改革を進めており、これ以上先送りする口実が乏しくなったことが挙げられる。米同時テロ後の環境変化も大きい。米国のブッシュ政権は世俗主義のトルコを中東と米欧をつなぐ懸け橋と位置付け、トルコを取り込むため、EU加盟を認めるよう再三欧州に要請してきた。

EUがキリスト教的な価値観を基礎にした従来の枠組みにとどまるのか、より多様な文化を包含した共同体に踏み出すのか、重要な決断を迫られている。

ドイツ産業界はトルコのEU加盟を歓迎ところで、トルコのEUとの経済関係は近年著しい拡大を示している。トルコからEUへの輸出は2001年の168億ドルから2003年には259億ドルへと53.7%の大幅な増加を示し、トルコの世界輸出に占めるEUの比率は54.3%と半分以上を占める。また、輸入についてもEUからの輸入が全体の46.8%とほぼ半分を占めている。EUの中で取引が多い国は輸出入ともドイツがトップで、トルコの貿易全体

に占めるドイツのシェア（2003年）は輸出で15.8%、輸入で13.6%と他のEU諸国を圧倒している（表3、4参照）。また、外国直接投資受け入れにおいても、EUからの投資が圧倒的に多く、2002年にはトルコの外国直接投資受け入れ（フロー）の60%以上がEU15カ国からの投資となっている。EUの中でトルコに対する投資が多いのはオランダ、ドイツ、英国、イタリアなどである（表5参照）。

このように加盟前の現時点でも、ドイツを中心とするEUのトルコとの貿易や投資は活発である。ここでは、トルコとの間で最も大きな経済関係を持つドイツの産業界を例に取り上げ、EUの産業界のトルコのEU加盟問題

に対する反応について見てみよう。

ドイツの経済紙ハンデルスブラット紙などによれば、ドイツ産業界はトルコのEU加盟見通しがはっきりしてきたことを歓迎している。しかし、2004年12月の欧州理事会で加盟交渉開始が賛成多数で決まったとしても、それによって短期的に経済的なブームが起こるといった過度の期待を抱くことは禁物としている。ドイツ産業界連盟（BDI）のヴァルテンベルク専務理事によれば、両国の多くの企業はすでに以前から加盟交渉が始まることを前提として行動しており、「両国（地域）は事実上すでに強い経済的な相互依存関係にある」と述べている（ハンデルスブラット紙、2004年10月1

表3 トルコの対EU25輸出（主要国別）（単位：100万ドル、%）

	2001年	2002年	2003年	シェア(2003年)
輸出総額	31,320	36,206	47,256	100.0
米国	3,132	3,362	3,758	8.0
ロシア	924	1,172	1,368	2.9
対EU25輸出総額	16,854	19,470	25,903	54.8
ドイツ	5,367	5,869	7,485	15.8
英国	2,175	3,025	3,670	7.8
イタリア	2,342	2,376	3,193	6.8
フランス	1,895	2,135	2,826	6.0
スペイン	950	1,127	1,793	3.8
オランダ	892	1,056	1,526	3.2

（出所）IMF “Direction of Trade Statistics (DOT)” 2004年9月号

表 4 トルコの対 EU25 輸入（主要国別）
（単位：100 万ドル、%）

	2001 年	2002 年	2003 年	シェア(2003 年)
輸入総額	41,393	51,572	69,458	100.0
ロシア	3,436	3,892	5,451	7.8
米国	3,264	3,100	3,499	5.0
スイス	1,227	2,143	2,968	4.3
中国	926	1,368	2,610	3.8
対 EU25 輸入総額	18,949	24,519	32,495	46.8
ドイツ	5,335	7,042	9,453	13.6
イタリア	3,484	4,097	5,472	7.9
フランス	2,284	3,053	4,164	6.0
英国	1,914	2,438	3,500	5.0
スペイン	1,066	1,419	2,004	2.9
オランダ	1,042	1,311	1,657	2.4
ベルギー	985	1,150	1,524	2.2

(出所) IMF “Direction of Trade Statistics (DOT)” 2004 年 9 月号

表 5 トルコの対内直接投資（国別、フロー）
（単位：100 万米ドル）

	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	シェア (2002 年)
世界計	1,700.0	3,473.6	2,726.3	2,243.0	100.0
EU15 計	1,069.5	2,450.7	1,804.7	1,426.4	63.6
イタリア	95.2	17.9	33.6	243.5	10.9
英国	88.4	98.2	506.5	247.7	11.0
オランダ	234.6	1,381.3	635.5	379.3	16.9
ドイツ	407.3	636.8	319.3	272.0	12.1
フランス	146.7	33.7	137.7	134.1	6.0
ベルギー / ルクセンブルク	27.6	193.6	80.1	56.0	2.5

(出所) OECD, Main Economic Indicators

日付)。同専務理事は、ドイツはトルコの輸出の 17.2 %、輸入の 12.7 % (2003 年) を占める最大の貿易相手国

であり、2004 年上半期におけるドイツのトルコ向け輸出は前年同期比 50 % 増加し、約 60 億ユーロに達した

としている。また、ドイツ連邦卸売業・貿易組合（BGA）のポエルナー会長は、「もしわれわれが（EU加盟という扉を）閉めれば、われわれはトルコ内の改革派を背後から襲うことになり、改革派の代わりに独裁的で非民主的な考え方を持ったイスラム過激派に対して扉を開けるということになる。もしそういうことになれば、安定の芽は跡形もなくなってしまうであろう」と加盟交渉開始の見通しが立ったことを歓迎している（同上紙）。同会長は加盟交渉開始によってトルコで成長スパイラルが起こることを予測しており、それによってドイツも中期的に利益を享受できるであろうとしている。

BDIによれば、トルコで資本参加しているドイツ企業は1,000社を超えている。投資環境に関しては、トルコでは外国投資家に対する法的な枠組み条件の改善が見られたが、ドイツの産業界は2001年に始まった改革プロセスの徹底した継続を要求している。ドイツ機械プラント組合（VDMA）のトルコ専門家であるワーグナー氏は正確な行政能力と法的な安全性に対するドイツ企業の不満はまだ根強いとしている。また、水道、電話、電気などのインフラコストがあまりにも高すぎる

ことに対する批判もあるという。（同上紙）。

それでも、ドイツ産業界の代表は、7,100万人の人口を持つトルコにおいては民営化がまだ手付かずの状態にあることから、進出の余地は大きいと見ている。潜在力があるのは、農業、食品加工および環境の分野で、進出企業にとって有利な点は、多くのトルコ人がドイツ語を話すことから言葉の問題が少ないことであるとしている。その他トルコが有利な点としては、トルコがアジアに近いことである。近隣の中東地域で行われるプロジェクトを進める上でトルコは戦略的な位置を占め、中近東地域に進出しようとするドイツ企業や欧州企業にとって、いわば基地の役割を果たすことができると期待している。

逆に、ドイツに進出しているトルコ企業に関して、在欧州トルコ企業家・産業界協会（Atiad）のウンサール会長は次のように指摘している。すなわち、同氏によれば、ドイツにおけるトルコ系の自営業者の数は6万を数え、そのうち屋台や野菜商といった零細企業はわずか半分を占めるにすぎないという。これらトルコ企業が創出している職場数は35万であり、そのうち60

～ 70 %がドイツ人の従業員であるとしている。同会長は、トルコ企業のドイツ市場における投資力と関心はまだまだ旺盛であるとしており、Atiad の 2010 年までのシナリオは、企業数で 11 万社、雇用数で 50 万人にすることであるとしている。その場合の前提条件はトルコの EU 加盟交渉が開始されることで、同会長は「加盟交渉が妥結までに 5 年かかろうと 10 年かかろうと、それは二義的な問題である」(同上紙)としている。

4. EU 加盟問題に対するトルコ国内の反応

経済界には、楽観論と期待が交錯

次に、欧州委員会が加盟交渉開始の勧告書を出したことに對して、トルコ国内ではどのような反響が出ているのかについて見てみよう。

トルコ政府は、欧州委員会の交渉開始勧告をおおむね好意的に受け止めているが、経済界には、提示された条件が厳しすぎ、加盟までにはまだ曲折が予想されるという声も多い。

エルドアン首相は、報告書の内容について「トルコの EU 加盟が現実のものとして大きく前進した」と歓迎する

と同時に、トルコの加盟に他国には適用されなかった別の基準を持ち込むべきではないとし、フランスが提起した国民投票を「非常に不公平なものである」との懸念を示している。

経済界には「条件が厳しすぎる」と加盟に関する楽観論を戒める意見も見られる。イスラム系の独立工業・企業家協会 (MUSIAD) は「報告書は EU の消極的姿勢を反映しており、将来の加盟にも含みを持たせている」と不満を述べている。アンカラ商業会議所 (ATO) も「不確実なことが多すぎ。『お祭り騒ぎ』は早すぎる」との見解を示している。また、イスタンブール工業会議所 (ISO) のクチュク会頭は、「トルコの改革姿勢が EU に理解された結果である」と報告書を評価する一方で、「これからがトルコにとっての正念場になるだろう」と述べている。

その一方で、経済界には、交渉開始がトルコの政治・経済の安定を保證するものと見なされ、海外からの直接投資の「呼び水」となるだろうという期待も大きい。

トルコのアイデンティティー喪失を危惧ところで EU 加盟はトルコの「悲願」といわれるが、トルコ内にも EU 懐疑

派が存在する。以下に、ボスポラス大学の調査チームがトルコ全土の18歳以上の国民2,123人を対象に2003年10～11月に実施したインタビュー調査を基に、トルコのEU加盟問題に対する世論の動向を見てみよう(同大学のユルマズ准教授が同調査を基に、2004年3月23日、ブリュッセルで「トルコにおけるEU懐疑派」と題する講演を行った)(ジェトロ通商弘報、2004年4月12日付)。

同調査によると、EU加盟への賛否については、「賛成」が75%と圧倒的多数を占め、「反対」は17%にとどまった(ほかに「意見なし」が8%)。これを2002年11月の総選挙における支持政党別に見ると、中道左派の共和人民党(CHP)と急進左派の民主人民党(DEHAP)支持者の賛成率がそれぞれ85.8%、84.3%と平均を上回ったのに対し、中道右派の公正発展党(AKP)支持者の賛成率は70.7%にとどまった。

脱イスラム・西欧化を進めるCHPの支持者で賛成率が高いのは当然といえるが、クルド系のDEHAP支持者の賛成率が高いのは、EUが加盟基準の政治要件の一環として少数民族の権利保障を強く求めていることを好感し

たものと考えられる。他方、エルドアン首相のもと、EU加盟に向けて国内制度の改革を進める与党AKPの支持者の賛成率が回答者平均を下回ったのは注目される。

トルコの帰属に関して、欧州・地中海・バルカン地域を指す「西」が41%、アジア・中東を指す「東」が40%と拮抗している。トルコが欧州の一部かどうかという問題については、「地理的」(60.2%)「歴史的」(52.1%)には欧州と言えるとの回答が過半数を占めたが、「経済的」(24.5%)「文化的」(24.1%)にも欧州だとする回答は全体の4分の1に満たなかった。

EU内ではイスラム教国トルコの加盟に対してアレルギー反応が強いと同様に、トルコ国内では逆にEU加盟は国家のアイデンティティー喪失につながると危惧する向きが多い。EUの要求をすべて受け入れると「トルコ国家の終焉につながる」と考える人が53.1%に達する。公共の場所における国旗と並ぶEU旗の掲揚や公的行事での国歌に加えたEUの歌(ベートーベンの「歓喜の歌」)の吹奏に「違和感を覚える」人も、それぞれ59.0%および66.2%に上る。また、EUと

の関係緊密化は「若者の道徳の低下」(55.0%)や「宗教的価値感の崩壊につながる」(54.0%)との見方も強い。

こうした点を総合的に考慮して、ユルマズ准教授は EU に懐疑的な人がトルコ国民の 3 分の 1 以上に達すると結論付けた。典型的懐疑派は主婦、労働者あるいは農民で、信心深く、トルコ語以外は理解できない層に多いという。

トルコの EU 加盟実現性については「5 年以内」(18%)「10 年以内」(25%)という楽観的な見方がある反面、「自分の生涯中には無理」(22%)「不可能」(18%)という悲観論も根強い。また、「EU はトルコがすべての条件を満たしても加盟を認めない」と思う人(49.7%)の方が、「条件を満たせば加盟が認められる」と考える人(39.8%)よりも多い。

同調査結果から、EU 加盟を支持し加盟できればよいと思いながら、加盟がもたらす各種の影響にとまどい、社会変革を求める EU への不信をぬぐいきれないといった複雑な感情を読みとることができる。

5. まとめ

EU はトルコとの加盟交渉を開始す

ることになるのか？ もし、2004 年 12 月に下される決定がコペンハーゲン基準だけをベースに下されるのであれば、ノーという決定を下す余地は少ないように思われる。事実、経済改革、政治改革や司法上の改革において、トルコは多くの点で、2007 年に EU 加盟を希望しているルーマニアよりも進んでいるという指摘もある。また、トルコはすでに欧州評議会や NATO など国際機関に加盟しており、EU がトルコの加盟を拒否する理由は見あたらない。

しかし、トルコの EU 加盟が 2004 年 5 月に EU に加盟した中・東欧諸国などと比べて EU 内でこれほど大きな論議を呼んでいるのは、トルコの場合、これらの国とは異なる他の要因が作用しているからである。トルコの EU 加盟問題に対して EU が抱いている懸念は次の 4 点に集約に集約することができよう。すなわち、トルコの国の規模が非常に大きい、トルコの経済水準は非常に低い、トルコの国土の大半は非欧州である、トルコはイスラム教国である、という点である。

トルコ加盟による 4 つのリスク

こうした問題点を抱えるトルコの加

盟は、EU に大きなリスクを負わせるものであると EU 側では考えられている。

まず国の規模が大きいという点についての EU 側の懸念は、トルコはすでに 7,100 万人の人口を擁しており、もしトルコが EU に加盟すれば、15 年以内にトルコはドイツを抜いて人口で最大の加盟国となり、欧州理事会での投票において最大の票数を持つことになり、欧州議会でも最大の議員を擁することになる、というものである。しかし、それでもトルコは EU の総人口のわずか 15 % を占めるにすぎず、トルコの加盟時点で想定される加盟国 (28 ~ 30 カ国) の中の 1 カ国であり、EU の意思決定に対して決定的な支配力を持つとは言いがたい。トルコの国の規模が大きいからといって、トルコの加盟を拒否するという論理的な必然性はなさそうに見える。

経済発展水準の低さに関しては、トルコの 1 人当たり GDP は EU 平均のわずか 29 % であり、現行のどの加盟国よりも低い水準にある。国民の 3 分の 1 以上が農業に従事しており、加盟に伴い巨額の財政移転が必要になることは避けられそうにない。また、トルコが EU に加盟した場合、トルコ

人の移民の波が西側に押し寄せるといふリスクもある。この点については、仮に加盟交渉が 2005 年にスタートしたとしても少なくとも 10 年はトルコの加盟は実現しそうにないことが西側諸国の当面の懸念を和らげており、また、加盟交渉において労働移動が完全に自由化されるまでには長い移行期間が設けられることになるものとみられる。

トルコがヨーロッパの国であるかどうかという問題については、EU は 1963 年以降、トルコは申し分なく欧州であり、いつかは加盟候補国になると認めてきた。いまさら地理的な理由を前面に出して逆戻りすることは不可能である。また、EU 条約には加盟の要件としてヨーロッパの国であることという規定はあるが、EU の物理的な国境についての明確な規定はない。

第 4 の懸念はトルコがイスラム教国であるということである。すでに EU の 1,200 万以上の市民はムスリム (イスラム教徒) であり、EU 条約には宗教の自由に対する尊重が含まれているという意味では、EU はキリストクラブではないともいえる。しかし、トルコの EU 加盟に異を唱える宗教に関する議論は主として次の 2 つの命

題から成り立っている。ひとつは、欧州の人々の間ではイスラムと自由な民主主義との両立が難しいと考えている人が多いことである。もうひとつは、イスラム過激主義がトルコを含むイスラム社会で台頭してきているということである。これら 2 つの命題はトルコの EU 加盟計画に対し多くの欧州人が反対する理由となってきた。

このうち第 1 の命題に関しては、イスラムと民主主義が両立するかどうかは難しい問題であるが、トルコの EU 加盟はイスラムと民主主義が両立することを証明する一つのテストケースになると思われる。トルコの EU 加盟は、トルコやその他のイスラム教国の人たちが自由民主主義を取り入れるうえで大きな貢献をすることになり、その波及効果はトルコを越えて広がるものとみられる。逆に、EU がトルコに背を向けた場合には、トルコの改革自体が脅威にさらされるだけでなく、イスラム社会全体に対する打撃と解釈される恐れもある。

「宗教」に対する寛容の醸成がカギ

このように見てくると、トルコの EU 加盟問題の最大の問題は「宗教」に集約されるといっても過言ではない

ように思われる。

前節で見たように、トルコの EU 加盟に対する EU 内の議論はまさに賛否両論で 2 分されている観があるが、反対論の大半は加盟国としてイスラム教国を受け入れることに対する反発である。欧州主要国の政党の中では、例えばドイツのキリスト教民主・社会主義同盟 (CDU / CSU) のように、キリスト教に立脚した政党がトルコの加盟に反対し、イタリアではカトリック勢力が反対しているという事実はこのことを物語っている。また、トルコの EU 加盟が現実味を帯びてくるにつれて独仏など主要国の国民の間にも反対意見が多くなっているというのも、この延長線上の動きとしてとらえることができよう。

今年 10 月にルクセンブルクで開催された EU 外相理事会では、キプロス、ギリシャ、オーストリアなどがトルコとの EU 加盟交渉開始に疑念を示し、ドイツは加盟交渉開始時期を 2005 年末とするフランスに同調したといわれる (ハンデルスブラット紙、2004 年 10 月 12 日付)。こうしたことから今年 12 月に開催される欧州理事会でトルコとの加盟交渉開始が決定されることになるのかどうか予断を許さない状

況にある。

仮に加盟交渉開始が決まったとしても、トルコのEU加盟が実現し、トルコのEUへの真の統合が実現するかどうかは、EUとトルコが互いの宗教に対して（EUはイスラム教に対し、トルコはキリスト教に対して）どれくらい寛容になれるかにかかっているといえよう。トルコ自体、加盟交渉に要する期間を10年と見ており、実際の加盟目標を2015年としている。交渉はもっと長くかかり、15年、あるいは20年はかかると見る向きもある。しかし、前述のようなEUとトルコが克服しなければならない課題の大きさを考えると、加盟交渉妥結までに要すると考えられている10年や15年といった期間は決して長くはないと言えるかもしれない。

加盟交渉が無事に終わったとしても、トルコの加盟が実現するまでのハードルはこれ以外にもある。トルコのEU加盟はすべての加盟国により無記名で承認される必要があるが、その時点で、ドイツで現在の社会民主党（SPD）・緑の党の連立政権に代わって現在は野党のCDUが政権に就いているかもしれない。CDU政権によって、これまで決まっていたことが反古

にされるということも可能性のひとつとして考えられよう。EUがEU憲法草案の批准に失敗した場合には、それがトルコとの話し合いをストップするという理由に使われるかもしれない。前述のようにフランスのシラク大統領は加盟交渉が終わった段階でトルコの加盟可否について国民投票を実施すると早々と表明しているが、フランス以外にも国民投票を実施する国が出てくることも考えられ、国民投票でトルコの加盟反対が多数を占めるといった事態が生じないとも限らない。

その意味で、トルコはEU加盟に向けた到着点の見えない旅をしているようなものであるが、その成否を占う最大のカギは、前述のような宗教問題に対する寛容の心が、特にEU内においてどれくらい醸成されるかにかかっているといえよう。

注) 1993年6月のコペンハーゲン欧州理事会で取り決められた新規加盟国に課される基準(いわゆる「コペンハーゲン基準」)は、地理的要件として「ヨーロッパの国であること」、政治的基準として「法治国家、民主主義、基本権および人権の保護、また、少数派の保護を保障する安定した制度を有すること」、経済的基準として「市場経済が機能し、EU内での競争に耐えること」、EU法の総体系(いわゆる「アキ」)の受容を定めている。